

○議長（小林哲雄）

次に、日程第１０ 報告第１号 専決処分の報告について（開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、朗読させていただきます。

報告第１号 専決処分の報告について（開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２６年３月４日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、すみません、１枚おめくりいただきたいと思います。２枚目の専決処分書でございます。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２６年２月１８日、開成町長、府川裕一。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律（平成２４年法律第５１号）の規定による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）の条項の改正に伴い、当該条項を引用する開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４３年開成町条例第２号）及び開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年開成町条例第１９号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の経緯について、ご説明させていただきます。

まず、平成２４年６月に地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の条項が改正されました。施行日は平成２６年４月１日となっております。障害者総合支援法の当該条項を引用します二つの条例の規定を整理する必要があるため、法改正に対応した条例改正を行うものでございます。

具体的には、障害者総合支援法第5条第10項に規定しています共同生活介護規定が削除され、第10項以降の規定が1項ずつ繰り上げられたことによりまして、当該条項を引用した二つの条例についても1項繰り上げる改正を行うものでございます。

なお、今回の条例改正につきましては、法改正に対応し条例で引用する法律の条項の改正を行うものでございますので、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2号の規定によりまして専決処分により条例改正を行ったものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、条例をご覧いただきたいと思います。

開成町条例第2号。

開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正。

第1条、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条でございます。開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例第10条の2は、公務災害補償のうち、介護補償について定めた規定でございます。第1号から第3号までは、ただし書きの規定により介護補償を行わない自由を列記させていただいてございます。そのうち第2号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に改めるものでございます。

すみません、1枚おめくりいただきまして、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。

第2条、開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

条例第9条の2も、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例と同様でございます。第2号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項を法律第5条第11項に改めるものでございます。

附則でございます。この条例の施行日を平成26年4月1日と定めさせていただいてございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

以上で、報告第１号 専決処分の報告について（開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。

○議長（小林哲雄）

ここで暫時休憩いたします。再開を１０時２０分いたします。

午前１０時０９分